

一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。

二 当該学校の経営を担当する役員が学校を經營するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。

前条第三項から第十項まで及び第十二項の規定は、学校設置非営利法人が学校を設置する場合について準用する。この場合において、同項中「第三項又は第四項」とあるのは、「次条第三項において準用する第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる特定非営利活動法人（以下この条及び第十九条第一項第二号並びに別表第三号において「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならぬ。

利法人」という。)は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる」と、同条第2項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」(学校設置非営利法人の設置するものについては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条(第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)及び第五十四条第三項(第七十条第一項において準用する場合を含む。)において同じ。)と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

律 法	第一項の規定による認定を受けた地方公共団体(都道府県委員会の長)
都道府県委員會(学校設置非会)	都道府県委員會(学校設置非会)の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会
第三項において準用する前条第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する同条第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置非営利法人の理事又は清算人は、二十万円以下の過料に処す。	第三項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会

により、当該特定高度職業訓練の水準の向上に努めなければならない。

第十五条 都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を執る。

2 の規定は、適用しない。

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改
革特別区域における医療の需要の動向その他の
事情からみて、医療保険各法（健康保険法（太
三一三法）等）（昭和二年八月一日施行）

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改造
革新特別区域における医療の需要の動向その他の
事情からみて、医療保険各法（健康保険法（太
正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四
年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三
十三年法律第九百九十二号）、国家公務員共済
組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）。他の

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改造
革特別区域における医療の需要の動向その他事情
からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）。他の法律において準用し、又は例による場合を含む）

第十八条 地方公共団体が、その設定する構成改造
革特別区域における医療の需要の動向その他の
事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大
正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四
年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三
十三年法律第九百九十二号）、国家公務員共済
組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）。他の
法律において準用し、又は例による場合を含む。）
又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三年
法律第二百二十九号）

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改造
革特別区域における医療の需要の動向その他の
事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大
正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四
年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三
十三年法律第九百九十二号）、国家公務員共済
組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他）
法律において準用し、又は例による場合を含む。
（又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三
年法律第二百五十二号））をいう。第八項において
同一とす。

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改
革特別区域における医療の需要の動向その他の
事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大
正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十
四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三
十三年法律第九百九十二号）、国家公務員共済
組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他）
法律において準用し、又は例による場合を含む。
（）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三
七年法律第二百五十二号）をいう。第八項において
同じ。）による療養の給付並びに被保険者に
且合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改
革特別区域における医療の需要の動向その他
事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大
正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十
四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和
三十三年法律第九百九十二号）、国家公務員共済
組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）。他に
法律において準用し、又は例による場合を含む。）
又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三年
法律第一百五十二号）をいう。第八項において
同じ。による療養の給付並びに被保険者、組合員又
は加入者及び被扶養者の療養並びに高

一 齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであつて、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認め内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第七項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

二 又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに同法第二十一条の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するため必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

四 当該申請に係る高度医療の提供を行ふ病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

五 前項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所に対する同法第七条第二項及び第四項並びに第十九条第一項の規定の適用については、同法第七条第二項中「病床数」とあるのは、「病床数」提供する高度医療（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十八条第一項の認定に係る同項に規定する高度医療をいう。）の範囲」と、同条第四項中「前三項」とあるのは

前二項」と、「要件」とあるのは「要件並びに構造改革特別区域法第十八条第一項第二号に掲げる要件」と、同法第二十九条第一項中「場合においては」とあるのは「場合、構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けた株式会社が開設する病院若しくは診療所の提供する医療が同法第十八条第一項に規定する高度医療に該当しなくなつたと認めて厚生労働大臣が同法第八条第二項の規定により必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらずなお適切な措置が講じられなかつた場合において当該病院若しくは診療所の業務を継続することが適當でないと認めるとき、又は同法第十八条第一項第二号に掲げる要件に適合しなくなつたと認める場合は」とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 第一項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十二条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第六十三条及び第六十四条、第六十六条の二（同法第六十四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七条（同法第六十四条第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第九十三条（同法第五十二条第一項、第六十三条第一項及び第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第五十二条第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」といいう。）と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、同項第一号中「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と、同法第六十三条第一項及び第六十四条第一項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三条第一項中の「その業務」とあり、及び同法第六十四条第二

第五項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七条第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第九十三条中「医療法人の理事、監事若しくは清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役若しくは監査役」と読み替えるものとする。

5 病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関する規定は、医療法第六条の五第三項の規定にかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七条第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨の広告（同法第六条の五第一項に規定する広告をいう。）をすることができる。

6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

7 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第五条第三項の規定にかかるわらず、同法第六十三条第三項第一号の指定をしないものとする。

8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第五十三条第六項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第一号の契約を締結してはならない。

(教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免許状」という。)を除く。)」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会(特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会)」と、同法第九条第二項中「教育委員会規則」とあるのは「特例免許状(特例特別免許状を除く。)」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村(以下この項及び第二十二条第二項において「認定市町村」という。)の教育委員会を含む。(以下同じ。))」と、「当該都道府県」とあるのは「当該都道府県(認定市町村においては当該認定市町村)」と、第二十二条第二項中「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会(認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会)」とする。

の教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）に雇用しようとする者

二 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育大臣第四条第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置非當利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者

三 その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならぬ。

（私立学校法の特例）

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供する学校に当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新設された設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この項において同じ。）が、他の方法により当該教育の機会を提ることが、他の方法により当該教育の機会を提ること

供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であつて第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第二十三條第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第十七条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第二十三條第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下の条において「協力地方公共団体」という。）の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に對し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を經由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に關し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

一 私立学校法第二十三条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

二 私立学校法第八条第三項又は第五項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

三 私立学校法第九条第三項の規定による解散についての認可の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

（一）を定め、これを公告しなければならない。

二 収容定員に関する事項

三 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項

四 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

五 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項

二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要な事項として文部科学省令で定めるもの

三 第四項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行つた協力地方公共団体の長に申し出で、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならぬ。

四 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる

九 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出そんするものとする。

十 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

十一 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基

該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体が、その区域内において

二十四条 地方公共団体が、その区域内において、農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草作に該当するものとみなされる農作物の栽培による放牧地をいう。以下この条において同じ。）の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため同法第二条第三項に規定する農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項及び第四項において同じ。）は、当該認定構造改革特別区域計画に定められた別表第十四号に掲げる事業の実施主体である当該法人のうち次の各号に掲げる要件の全てを満たしているもの（以下この条及び同表第十四号において「特定法人」という。）が当該構造改革特別区域内にある農地等について（特定法人）が当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

二、当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと見込まれること。

三 第三項第三号に規定する業務執行役員等（農地法第三条第一項第三号に規定する業務執行役員等をいふ。第四項第四号において同じ。）のうち、一人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

前項の認定の日以後は、当該認定を受けた地方公共団体（都道府県を除く。）が同項の構造改革特別区域内にある農地等について、認定構造改革特別区域計画に定めるところにより特定法人に所有権を移転するために所有権を取得する場合又は同項第一号の契約に基づき所有権を取得する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

3 農業委員会は、第一項の規定により農地法第三条第一項の許可をする場合には、同条第五項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した特定法人が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

4 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を、第一項の規定により前項に規定する特定法人に農地等の所有権を移転した地方公共団体に対し、通知するものとする。

一 当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合

二 当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

三 当該特定法人が地域の農業における他の農業者の適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

四 当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

5 第六条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更（第一項の構造改革特別区

域の範囲若しくは別表第十四号に掲げる事業の実施主体を変更するもの又は第四条第一項第二号に規定する特定事業として同表第十四号に掲げる事業を定めないこととするものに

二 第九条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画（第四条第二項第二号に規定する部）別事業として別表第十四号に掲げる事業を定めたものに限る。)の認定の取消し
第一項中市町村又は市町村長に関する部は、農業委員会に関する部分に限る。
この規定は、特別区のある地にあっては特別区（總合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないとされたものを除く。)にあっては区又は区長（總合区長を含む。)に適用する。
(酒税法の特例)

第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。)を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

二、酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こなしいものに限る。）同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一條第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十五条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十五条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

第一項の規定の適用を受け同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計畫特定農業者でなくなつた場合又は同項の

規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合には、税務署長は、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

許を受けた者に係る部分に限る)の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第二十六条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十一条第一項に規定する漁業権の同法第六十二条第一項第一号へに規定する関係地区の全部又は二項が当該構造改革特別区域に含まれるもの）をいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第一号において「特区内農産物等」という。）であつて当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（第四号において「特区内自己製造場」という。）において次の各号に掲げる酒類（別表第十六号）において次に掲げる酒類（別表第十六号）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた同表第十六号に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、第一号又は第三号に掲げる酒類につつては酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しないものとし、第二号又は第四号に掲げる酒類については同法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリットル」とあるのは「一キロリットル」とする。

(特区内農産物等又はこれに準ずるものとて財務省令で定めるものに限る。第三号及び第四号において「特産農産物等」という。)を主たる原料としたものに限る。) 同条第十一号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許
二 酒税法第三条第三号 (二及び本(同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定められた植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。)を除く。) に規定する果実酒
酒(当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実(当該構造改革特別区画内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)以外の果実を原料としたものを除く。) 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許
三 酒税法第三条第十七号に規定する原料用アルコール(同条第十号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機(同号イに規定する単式蒸留機をいう。)により蒸留したものに限る。) 同条第十七号に規定する原料用アルコールの製造免許
四 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール(酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであつて特区内自己製造堤防において製造された酒類を原料としているものに限る。) 同号に規定するリキュールの製造免許
前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十六条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」
六条第一項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十二

2

前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあっては、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二十六条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の条件及び製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量を超えない範囲内に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二十二条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」

三 酒税法第三条第十七号に規定する原料用アルコール（同条第十号に規定する単式蒸留機の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（同号イに規定する単式蒸留機をいう。）により蒸留したものに限る。）同条第十七号に規定する原料用アルコールの製造免許

酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る以外の果実を原料としたものを除く。）同条第十三号に規定する果実等の製造免許

(特区内農産物等又はこれに準ずるものとし
て財務省令で定めるものに限る。第三号及び
第四号において「特産農産物等」という。)
を主たる原料としたものに限る。) 同条第十一
号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許

と、同項第三号に定める酒類の製造免許について、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第八百八十九号）第二十一条第一項第三号に掲げる酒類に限る旨」と、同項第四号に定める酒類の製造免許については、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第八百八十九号）第二十一条第一項第四号に掲げる酒類に限る旨」とする。

第一項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者は、同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合、当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供せられたために販売する場合その他これらに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、その製造した同号に掲げる酒類を販売してはならない。

第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなつた場合又は同項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合には、税務署長は、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。

一　酒税法第七条第三項第二号（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）

第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者

二　酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）

第一項の規定の適用を受けて同項第二号に定める酒類の製造免許を受けた者

第二十七条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第七条第一項の規定により清酒（同法第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この項目及び同号において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この項及び第七項第三号において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化

1

酒税法第七条第三項第二号（單式蒸留焼酎）の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者

二十七條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第七条第一項の規定により清酒（同法第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。）の製造免許を受けた者（以下の項目及び同号において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この項及び第七項第三号において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化の規定の適用を受けて同項第二号に定める酒類の製造免許を受けた者

1

第一項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者は、同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合、当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供せたために販売する場合その他これらに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、その製造した同号に掲げる酒類を販売してはならない。

第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなつた場合又は同項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の

1

と、同項第三号に定める酒類の製造免許について、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十六条第一項第三号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第四号に定める酒類の製造免許について、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十六条第一項第四号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

6

前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不適当と認めら

前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この条において「主製造場」という。）と同項の規定の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この条において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第三条第二十四号に規定する酒母をいう。第七項第四号及び第八項において同じ。）又はもろみ（同条第二十五号に規定するもろみをいう。第七項第四号及び第八項において同じ。）を移動しようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納稅地は、酒税法第五十三条の規定にかかるわら

第一項の承認を受けた者が体験製造場において、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。

て酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第九条第一項、第十四条第一項及び第二項並びに第八十六条の五の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。

税務署長は、第一項の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者は又はその相続人（包括受遺者を含む）。第九項において同じ。は、第一号から第五号までに掲げる場合（第四号に掲げる場合にあっては、同号に規定する製造免許をえたる税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。）のいずれかに該当するときは、渥満なく（第五号にあっては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに、政令で定めるところにより、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならぬ。）

第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合 当該認定が取り消され

二 第一項の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合(前号に該当する場合を除く)当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日

三 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合(第号に該当する場合を除く)当該特定施設が認定計画特定施設でなくなつた日

四 第一項の承認を受けた者が体験製造場につ

五 造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日
 体验製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日

六 酒税法第七条第四項の規定により第一項の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限（同条第五項の規定によ

り当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。次項第一号において同じ。)が経過した場合 当該期限が経過した日の前日
七 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第十二条の規定により取り消され、又は同法第十七条第一項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日

八
第一項の承認を受けた者（法人に限る）
の合併又は解散により主製造場に係る清酒の
製造免許が消滅した場合　当該清酒の製造免
許が消滅した日
第一項の承認を受けた者（個人に限る。）
が死亡した場合　当該承認を受けた者が死亡
した日

十 汽税法第十六条第一項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この項において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、汽税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒（汽税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この項において同じ。）とみなし、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

前項の規定により第一項の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。次号において同じ。）がその体験製造場に現存するとき（第三号に該当する場合を除く。）ただし、次項の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（前項第六号又は第七号に該当する場合にあっては、同項第六号の期限の経過又は同法第十七

条第一項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第二十条第一項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限り(第六項の規定により第一項の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等)を除く。

三 第六項の規定により第一項の承認が取り消
がその体験製造場に現存するとき（次号に該
当する場合を除く。）。

された者又は酒税法第十二条の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が次項の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。

第六項又は第七項の規定により第一項の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併によ

り清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、第七項第六号から第八号までに該当する場合にあっては税酒法第二十条第一項の規定の適用があるに限る。)又はその相続人(同法第十九条

第二項又は第二十条第一項の規定の適用がある者に限る。)の申請により、期間を指定し、当該酒類(清酒に限る。以下この項において同じ。)の製造又は販売を継続させることができ。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を第一項の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この条(第二項、第六項及び第七項を除く。)の規定を適用する。

第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げ

第六条の 第三第一項 号	場 合	四 第 二 号 及 び 第 三 号 の 場 合
た だ し 書	に お い て 、	第二号及び第三号の場合にお いて構造改革特別区域法(平 成十四年法律第八十九号)
製 告	用を受けて当該酒類等並びに 第四号の場合において同項の 規定の適用を受けて当該酒類 等及び	第二十七条第八項の規定の適 用を受けて当該酒類等並びに 第四号の場合において同項の 規定の適用を受けて当該酒類
第二十八 条	製 告 易 (当該製告易が本件製 告易)	

第二条第一項の製造場（同記載製造場が体験製造場の構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下同じ。）であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同項に規

第六条の第三項号	法税酒
ただし書	第六条の第三項号
場において、お	第二号及び第三号の場合における構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の適用を受けた当該酒類等並びに第四号の場合において同項の規定の適用を受けた当該酒類等及び
製造	第二十一条第一項場の製造(当該製造場が体験製造場(構造改革特別区域法第十二条第七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下同じ。)であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同項に規定
第四号	第二十一条第一項場の製造

いて「利用料金」という。)を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下この項及び別表第

を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で」とする。

<p>に附帯する事業をいう。以下この項及び別表第十八号において同じ。」を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下この条において「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項の規定にかかるわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下この条において </p>	<p>5 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下この条において「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により收受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>6 国土交通大臣は、前項に規定する利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第二十三条第一項（第五号に係る部分に限る。）に定める基準その他政令で定める基準に適合するものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。</p>
<p>7 第五項の認可については、道路整備特別措置法第十一条第六項及び第十六条の規定を準用する。</p>		

入で政令で定めるものと併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。

収入として收受させるものとする。	地方道路公社が民間資金法第五条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七条の規定の適用については、同条第四号中「第二	十条の規定により費用を徴収する場合には、そ	の旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額）とあ	るのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八条第十項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とする。
公社管理道路運営権者が民間資金法第二十二条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する	場合における同項の規定の適用については、同	条第一項の規定により認定公社管理道路運営事	業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する	場合における同項の規定の適用については、同
項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法」と	あるのは、「供用約款の決定手続及び公表方法	あるのは、「供用約款の決定手続及び公表方法	あるのは、「供用約款の決定手続及び公表方法	並びに利用料金の公表方法」とする。
公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三	条第一項の規定により利用料金を收受する場合	の規定により利用料金を收受する場合	の規定により利用料金を收受する場合	の規定により利用料金を收受する場合
11	10	9	9	10
に道路整備特別措置法第十一条第一項若しくは第	四項、第十一一条第一項若しくは第五項又は第十二	五項第一項若しくは第四項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が第五項の規定により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。	特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民	民間資金法第二十三条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。
定め、国土交通大臣の認可を受ければなら	ない。	特定道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したとき、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければなら	ない。	特定道路公社は、前項に規定する対価の額を

13
入で政令で定めるものと併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を要する費用で政令で定めるものを、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。

特定道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第七項、二十四条第一項から第三項まで及び第五项、第二十五条第一項並びに第五十二条の規定の適用については、同法第十条第四項中「第二号」、「第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五条第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七条规定の「又は第二号」と、同法第二十四条第一項、第二項及び第五項並びに第十五条中「料金」とあるのは「利用料金」と、同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条第一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。）に利用料金を收受させることとしている」と、「料金の徴収を」とあるのは「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収を」と、「料金の徴収施設」とあるのは「利用料金の徴収施設」と、同条第五項中「会社等又は有料道路管理業者」とあるのは「公社管理道路運営権者」と、同法第二十五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を收受させよう」と、「その額及び」とあるのは「その」と、「当該料金の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第十一条第五項の規定は、適用しない。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

第二十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第一項の許可を受け新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うもの）をいう。以下この条において同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十九号。以下この条及び第三十条第一項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下この条にお

4 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により利用料金を收受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「実施方針に従い」とあるのは、「実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八条第五項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可

10 特定道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。

11 特定道路公社は、前項に規定する対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

12 國土交通大臣は、第十項に規定する対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の收

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

11 民間資金法第二十三條第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

12 特定道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。

13 特定道路公社は、前項に規定する対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

「料金の徴収を」とあるのは、「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収を」と、「料金の徴収施設」とあるのは、「利用料金の徴収施設」と、同条第五項中「会社等又は有料道路運営権者」とあるのは、「公社管理道路運営権者」とあるのは、「公社管理道路運営権者」とあるのは、「料金を徴収しよう」とあるのは、「公社管理道路運営権者に利用料金を收受させよう」と、「その額及び」とあるのは、「その」と、「当該料金の額又は」とあるのは、「当該」とし、同法第十一條第五項の規定は、適用しない。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

社会教育に関するものをいう。) (以下この条において「学校等」という。) の校舎その他の施設(以下この条及び別表第十九号において「学校等施設」という。)並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下この項において「公の施設」という。)の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行すること、学校等施設及び公の施設の一体的な利用(学校等施設を学校教育及び社会教育的目的以外の目的に使用することを含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であることが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣閣議決定の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条及び第二十二条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第十八条の規定は、適用しない。

前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当つては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

第一項の認定を受けた地方公共団体の長は、学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育委員会」とあるのは、「教育委員会(構造改変特別区城法(平成十四年法律第百八十九号)

第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長」とする。

(老人福祉法の特例)

第三十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、第二百八十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、老人福祉法第十七条第一項の規定により都道府県（同法第三十四条の規定により同法第十七条第一項の条例を指定都市又は中核市が定めるものとされている場合にあつては、当該指定都市又は中核市）の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならぬとする。

二 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。

四 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを經營しようとするものでないこと。

3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えること。

4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たつて、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するため必要と認める条件を付与することができる。

5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中、「第四項の認可」とあるのは、「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八百八十九号)第三十条第一項の認可」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは、「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは、「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中、「第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになると認めるとき」とあるのは、「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可」とあるのは、「構造改革特別区域法第三十条第一項の認可」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の

規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第六十六条第四項中「第五十五条第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項、第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第六十条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法附則第七条第一項中「第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「第二十条の九第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と読み替えるものとする。

長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(構造改革特別区域推進副本部員)

第四十二条 本部に、構造改革特別区域推進副本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第三百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一条)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第四十四条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(主任の大臣)

第四十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大蔵は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

(第六章 雜則)

(情報の提供等)

第四十七条 内閣総理大臣は、第三条第三項の提案をしようとする者又は第四条第一項の規定による申請をしようとする地方公共団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(規制の特例措置の見直し)

第四十八条 関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について、定期的に調査を行うものとする。

とともに、その結果について、本部に報告しなければならない。

2 関係行政機関の長は、前項の調査の結果及び

地方法規の実施状況について、本部に報告しなければならない。

(構造改革特別区域推進本部員)

第四十九条 この法律における主務省令は、当該

規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公

安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審

査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全

委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)

(主務省令)

第五十条 関係行政機関の長が発するものについて

は、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第五十一条 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第五十二条 この法律の施行の日前である場合には、第五条

又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人

事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害

等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員

会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所

管に係る規制については、それぞれ人事院規

則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規

則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規

則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規

則又は原子力規制委員会規則とする。

(命令への委任)

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法

律の実施に伴い必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第五十四条 この法律の規定に基づき命令又は条

例を制定し、又は改廃する場合においては、そ

れぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴

い合理的に必要と判断される範囲内において、

所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)
附 則

第五十五条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則

第五十六条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

第五十七条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

第五十八条 この法律は、平成十五年六月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

第五十九条 この法律は、平成十五年七月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

第六十条 この法律は、平成十五年八月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

第六十一条 この法律は、平成十五年九月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

第六十二条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

第六十三条 この法律は、平成十五年十一月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

第六十四条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

(提案を募集する期限)

第三条 第三条第三項の募集は、令和九年三月三十一日までの間、行うものとする。

(構造改革特別区域計画の認定を申請する期限)

第四条 第四条第一項の申請は、令和九年三月三十一日までに限り行うことができる。

(訓令又は通達に関する措置)

第五条 関係行政機関の長が発するものについて

は、うち構造改革特別区域に関するものについて

は、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第六条 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第三百二十五条)附則第四十七条の規定の施行の日前である場合には、第五条

中「第三十九条第一項」とあるのは、「第四十条第一項」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中会社法第十二条第

二項の改正規定並びに附則第六条から附則第

十五条まで、附則第二十一条から附則第三十

一条まで、附則第三十四条から附則第四十一

条まで及び附則第四十四条から附則第四十八

条までの規定、公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措

措置)

第七条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(構造改革特別区域法第二十九条第一項の規定により第

一条の許可を受けた者とみなされている地

方公共団体であつて、新法第九条の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に

同条の登録を受けたものと、新法第十六条第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施

行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一

一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第三百二十五条)の施行の日から施行す

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措

置)

項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

附 則（平成一六年五月一六日法律第五三号）抄

（施行期日）この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年五月二八日法律第六〇号）抄

（施行期日）この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（調整規定）

第三条 この法律の施行の日が景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第八条の規定の施行の日前となる場合における前条の規定の適用については、同条中「第十八条」とあるのは「第二十条」と、「第八号」とあるのは「第十号」とする。

2 前項の場合において、本則中第十八条を第二十条とする改正規定の適用については、同改正規定中「第十八条を第二十条とし」とあるのは、第十八条第一項中「別表第八号」を「別表第十号」に、「第十八条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十条とし」とする。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二号）抄

（施行期日）この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日法律第二二号）抄

（施行期日）この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十九条の規定による内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日において新関税法第一百一条第五項の規定による届出があつた区域とみなす。（検討）

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘査する（検討）

案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一七年三月三一日法律第二三号）抄

（施行期日）この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月一一日法律第二五〇号）抄

（施行期日）この法律は、平成十七年五月一日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成十七年五月一日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一七年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定（「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十五条及び附則第三十九条の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十七年法律第五五七号）の施行の日又はこの法律の施行の日）のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成一七年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

を受けたものとみなされた場合における当該承認を含む。）に係る農地は、この法律による改正後の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る農地とみなす。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五三号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五七号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一八年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成十八年五月一日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一八年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年五月一日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

の規定により同項に規定する教育施設の長がした届出を職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十三条の四第一項の規定により地方公共団体がした届出と、旧特区法第十五条规定する教育施設の長を職業安定法第三十三条の四第二項において準用する同法第三十二条の十四の規定により職業紹介責任者に選任された者とみなして、同法の規定を適用する。

附 則（平成一八年六月一〇日法律第五七号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月一〇日法律第五七号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年六月一日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成十八年六月一日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一八年六月一〇日法律第五七号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年六月一日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

附 則（平成一八年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年三月三日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年三月三日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成十八年三月三日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一八年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）この法律は、平成十八年三月三日から施行する。（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与された特例特別免許状を有する者（当該免許状が失効した者を除く。以下の条において「旧特例特別免許状所持者」という。）については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、その者の有する特例特別免許状（同号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあっては、同日前に授与された特例特別免許状と同一の授与権者（附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定する授与権者をいいう。第八項及び第九項において同じ。）により授与されたものに限る。）には、有効期間の定めがないものとする」と、同条第二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」とあるのは「新法第二条第一項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限（特例特別免許状に係るものをして除く。）と、「効力を失う」とあるのは「効力を失い、特例特別免許状に係る者は「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、その特例特別免許状は、その効力を失う」と、同条第七項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「教育職員」とあるのは「更新講習修了確認を受けなかつた免許状によつては教育職員」と、同条第八項中「授与権者」と、同法第五条第七項に規定する授与権者をいい、「」とあるのは「授与権者〔〕」と、同条第九項中「授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）」とあるのは「授与権者」とす

並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十
八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の
改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第
二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百
九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及
び第七十五条の規定 公布の日

附 則（平成一九年七月六日法律第一一
一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二一日法律第二六
号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二一日法律第三
五号）
(施行期日)

1 この法律は、平成二十年四月一日又はこの法
律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正
前の構造改革特別区域法（以下「旧法」とい
う）。第二十八条第二項の規定により読み替え
られた酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十
一条第一項の規定により付された製造する酒類
の範囲を旧法第二十八条第一項に規定する濁酒
に限る旨の条件は、この法律による改正後の構
造改革特別区域法（以下「新法」という。）第
二十八条第二項の規定により読み替えられた酒
税法第十一条第一項の規定により付された製造
する酒類の範囲を新法第二十八条第一項第二号
に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七
三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から
施行する。

附 則（平成二一年五月一一日法律第三
二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措
置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に
よる改正前の構造改革特別区域法（以下「旧法」
とし

区法」という。) 第十一条第一項の規定により行われている同項各号に掲げる事務の委託に関する同条第八項に規定する秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧特区法第十一条第五項に規定する委託事務従事者であつた者に係る同条第八項に規定する秘密を漏らしてはならない義務については、なおその効力を有する。

第三条 この法律の施行の際現に旧特区法第十一条第二項の規定により行われている同項に規定する病院等の管理の委託及び当該委託に係る同項に規定する特定刑事施設の診療設備等の利用に関しては、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び旧特区法第十一条の二第三項に規定する医師その他の従業者であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めだし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条、第十一條、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条(道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る)、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定

平成二十四年四月一日

(施行期日) 附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日(いづれか遅い日)から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定)(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。二 第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

第一条 (施行期日) この

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定、同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第十四条の改正規定（同条第七項中「とときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第六百六十三条、第七百六十六条、第七百六十七条、第七百七十二条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第七十五条及び第八百八十六条（ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十七条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第十九条、第百十一条、第百三十三条、第九十五条、第百三十三条、第百三十四条の三第二項第五号及び第三条、第百十一条及び第百三十五条の規定）公布の日から起算して三月を経過した日

（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条の二の改正規定を除く。）、第十一条の二から第十二条の二まで、第十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百六十三条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条ま

を「第二十七条の五」とする。
前二項の場合において、前条の規定は、適用しない。

三號) 附則

七条の五」とする。
場合において、前条の規定は、適用

第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の一、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九

第一項の改正規定及び第二十四条の規定並びに
次条並びに附則第七条、第十三条ただし書
第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十一
二条、第二十五条、第二十九条、第三十一
条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、
第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規
定 公布の日

施行期日　この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めの日から施行する。

附 則（平成二六年六月二十五日法律第八三号）抄

を「第二十七条の五」とする。
前二項の場合において、前条の規定は、適用しない。

第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四
第一項、第一百五十五条の十二、第一百五十五条の二
十二第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章
中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び
正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二十一項、第一百二十二条の二、第一百二十三
第一百八十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三条
条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に一条を加える改
定、同法第一百二十四条の次に一条を加える改
正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二十一項、第一百二十二条の二、第一百二十三
七条、第一百二十八条、第一百四十二条の二、第一百二十九
及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百
五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六
条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規
定、同法第一百七十九条から第一百八十二条まで
の改正規定、同法第二百条の次に一条を加え
る改正規定、同法第二百二条第一項、第二百
三条及び第一百五十五条並びに附則第九条第一項
ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を
加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げ
る改正規定を除く）、第九条及び第十条の規
定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規
定を除く）、第十三条及び第十四条の規定
第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を
除く）、第十六条の規定（第六号に掲げる改
正規定を除く）、第十七条の規定、第十八条
の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、
第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等
の人才確保の促進に関する法律第二条第二項
の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項
及び第四项、第九条から第十二条まで、第十
三条（ただし書を除く）、第十四条から第十
七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二
条第一項、第三十三条から第三十九条まで、
第四十四条、第四十六条並びに第四十八条的
規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる
改正規定を除く）、附則第五十一条の規定、
附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正
規定を除く）、附則第五十四条、第五十七条
及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高
齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支
援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十
四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条
第十四条）を「同条第十二項」に、「同条

(罰則の適用に関する経過措置)
第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお努力を有することとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成二七年七月一五日法律第五
附 則 六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に改める部分を除く。同法第十条第二項の改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に改める部分を除く。」及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定公布の日

二 第二条中構造改革特別区域法第二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条第一項の改正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定(公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日)の委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二七年九月一日法律第六
六号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

が第三者に対しても同法第二条第一項に規定する公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他、当該事業活動の集中的な推進を図るために施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三十一年二月一四日法律第

（酒税法の特例に係る経過措置）

第三条 新法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第十二項（同条第十九項及び第二十五項において準用する場合を含む。以下この条において「酒税法」）の規定の適用については、同法附則（酒税法の特例に係る経過措置）

附 則（令和元年一二月六日法律第六五

（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項の改正規定、第七条第一項の改正規定、第三十一条を削る改正規定、附則第三十三条の次に一条を加える改正規定、附則第三十三条及び第四条の改正規定並びに別表第二十一号及び第二十二号の改正規定並びに次条の規定及び附則第四条中国戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）、第十条第三項の表の改正規定（同表第三十二条第一項の項中「第三十一条第一項」を「第三十二条第一項」と改める部分及び同項の次に次のように加える部分に限る。）公布の日

二 附則第三条の規定 令和二年十月一日（新法第二条第三項の規定の適用に関する経過措置）

第一条 前条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおけるこの法律による改正後の構造改革特別区域法（次

条において「新法」という。）第二条第三項の規定の適用については、同項中「及び第二十三条」とあるのは、「第二十三条、第二十四条及び第二十八条」とする。

第三条 新法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第十二項（同条第十九項及び第二十五項において準用する場合を含む。以下この条において「酒税法」）の規定の適用については、同法附則（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る経過措置）

規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定（公布の日から起算して三月を超えて、当該体験製造場に係る同項に規定する主

（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る経過措置）

（酒税法の特例に係る絏過措置）

定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の罰則の適用に係る経過措置

（酒税法の特例に係る絏過措置）

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一二月九日法律第九六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第五条、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第百二十一一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

附 則（令和五年三月三一日法律第三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和五年五月一日

ロ イ 略

（施行期日）

第十三条中租税特別措置法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の六の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（同条第一項に係る部分（「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）同条第二項に係る部 分（「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。））

る。)、同条第三項に係る部分(「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。)及び同条

る。）、同条第三項に係る部分（「又は第九十条の十四第四項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）及び同条第四項に係る部分（「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）に限る。）及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五十二条、第五十七条、第七十条及び第七十七条（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十九号）第一百八十四条第七号の改正規定（第八十七条の六第五項）を「第八十七条の六第六項」に改める部分に限る。）の規定（罰則に関する過渡措置）

第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年五月八日法律第二〇号）抄
(施行期日)

1 この法律は、令和五年九月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和五年五月八日法律第二一
(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年六月七日法律第四三
(施行期日)

条の改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第五条及び第八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八条第十三項の改正規定(「第十三条第四項」を「第十二条第五項」に改める

附 則（令和五年一二月二〇日法律第八号）抄									
(施行期日)									
第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。									
一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年四月一日									
二 番号（第二条関係）									
十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
造事業	特定農業者による特定酒類の製造事業	特定法人による農地取得事業	地方公務員に係る臨時の任用事業	市町村による狂犬病予防員任命	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	市町村等開設会社による病院等開設事業	病院等開設会社による病院等開設事業	削除	削除
条	条	条	条	条	条	条	条	第二十一条	第二十二条